

那須町住宅建設資金 利子補給制度について

- 金融機関から住宅の新築または増改築に必要な資金の貸付を受けた方に対し、利子の一部を補助します。
- ▼利子補給の対象となる貸付限度額 500万円以内
- ※貸付を受けている金額のうち利子補給の対象となる限度額
- ▼利子補給率 貸付残高に対して年利2パーセント以内
- ※平成27年度0.6%
- ▼期間 5年以内
- ▼補助対象者の条件
- 町内に住所を有する者、および当

- 町に住所を有しようとする者
- 町内に自分の住宅を新築または増改築し、金融機関から住宅建設資金の貸付金を50万円以上受けている者
- 対象となる住宅は、新築で延床面積200平方メートル(約60坪)以内、増改築は既設面積を含め200平方メートル以内。
- ※詳細は、町ホームページまたはふるさと定住課にお問い合わせください。
- ▼問合せ ふるさと定住課定住係 進係 ☎726955

1日も早く下水道に接続しましょう！ 9月10日は下水道の日

下水道は、快適な生活を確保し良好な水環境を創造するために必要不可欠な生活基盤施設です。町では、安心・快適で暮らしやすい環境づくりのため、下水道整備を進めています。

○快適な生活を
下水道は、浄化槽やくみ取り式トイレなどの設備と比較すると、維持管理の手間が少なくすみます。

○早期の接続を
下水道法により、下水道を利用できる区域にお住まいの方は、下水道に速やかに接続することが定められています。早期の接続にご協力ください。

下水道に接続する際は、町が指定した「排水設備指定工事店」が工事を行います。

○融資あっせん制度の利用を
工事の費用負担の軽減を図るため「水洗便所改造資金融資あっせん制度」があります。これは、工事に要する資金を金融機関から融資してもらい、その利子を町が負担する制度です。

まだ接続されていない方はこの制度を利用し、1日も早く下水道に接続しましょう。

○下水道を正しく使しましょう
排水管の詰まりや、悪臭の発生、設備の故障を未然に防ぐため、台所に野菜くず、油を流さないようにし、水洗トイレにはトイレットペーパー以外の紙、異物を流さないようにしましょう。

▼問合せ 上下水道課下水道業務係 ☎726919

燃えるごみの減量に ご協力ください

燃えるごみの中に水分の多い生ごみや紙類が多く含まれています。排出してください。

燃えるごみが増えています
当町では、ごみ減量化を目的に平成25年度に指定ごみ袋の有料化制度を導入しました。その結果平成25年度の家庭から排出されるごみの量は1人1日当たり484グラムで、栃木県内で最も少なくなりました。

平成26年度は510グラムで、県内で5位でした。徐々に増加傾向にあります。原因としては、燃えるごみの増加があげられます。

○紙は燃えるごみではなく資源ごみとして排出してください。
細かい紙については雑誌などにはさむか、紙袋に入れてしばって排出してください。

今後ともごみの分別および減量化にご協力ください。

▼問合せ 環境課環境衛生係 ☎726916

